

令和 7 年度 環境大気常時監視に関する検討会 設置要綱

1. 目的

大気の常時監視は、大気汚染防止法第 22 条により都道府県及び大気汚染防止法政令市に義務付けられており、大気の状況の把握など、大気環境行政において基礎的なものである。この常時監視を実施するに当たり、環境省では「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」（以下「事務処理基準」という。）を定めている。事務処理基準については、令和 6 年 12 月閣議決定「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」により、人口基準及び可住地面積基準を含めた測定局数の算定方法の在り方について抜本的な見直しも視野に入れて検討し、令和 7 年度中に結論を得ることとされた。

以上を踏まえ、事務処理基準の見直しに向けて、標記検討会を設置する。

2. 検討事項

事務処理基準

3. 構成・運営

- (1) 検討会は、別紙の検討委員をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 検討会の検討に際し、必要がある場合は、学識経験者等当該検討事項に関連がある者に出席を求める。
- (4) 検討会の事務局は株式会社数理計画に置き、検討会の事務を行う。

4. 会議の公開等

- (1) 検討会は、原則として公開とする。ただし、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合は、座長の判断により非公開とすることができる。
- (2) 検討会における配付資料は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立的な検討に支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不利益をもたらすおそれがある資料は「検討会限り」である旨明記し、非公開とすることができる。
- (3) 検討会の議事概要を作成し、出席者の了解を得るものとする。議事概要は原則として公開とする。ただし、公開することにより、特定の者の不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある場合は、非公開とすることができるものとする。
- (4) その他検討会の運営について必要な事項は座長が定める。

(別紙)

令和7年度 環境大気常時監視に関する検討会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

大原 利眞 一般財団法人日本環境衛生センター
アジア大気汚染研究センター 所長

菅田 誠治 国立研究開発法人国立環境研究所 企画部 フェロー

坂東 博 大阪府立大学 名誉教授

山神 真紀子 名古屋市環境科学調査センター 主任研究員

渡邊 剛久 千葉県環境研究センター 大気騒音振動研究室 主任上席研究員

(オブザーバー)

新潟県環境局環境対策課

広島県環境県民局環境保全課

広島市環境局環境保全課